

区分	キーワード	相談内容	回答
確認審査	階段の有効幅	どこからどこまで(階段側板の内側?壁の有効幅?)を有効幅ととらえているか。(審査マニュアル(平面図チェックリスト3-4))	手すりの突出部分は、10cmを限度に、ないものとして階段幅を設定(H12法改正で明確化されている。)
確認審査	開口部の位置、大きさ	立面図に表記が求められている「開口部の位置」と採光計算等で計算する「開口部の大きさ」は厳密には窓のガラス内法寸法で検討してよいか。	ガラスの内法寸法で検討してよいが、サッシ枠でも認めている。
確認審査	窓に代わる照明	トイレに窓の取り付けがない場合、窓に代わる照明に規定はあるか。	特にない。
確認申請	記入方法	確認申請書および図面の書き込みに必要な項目を知りたい。	青テキストp26からの「2. 確認申請図書の作成例」や「熊本県版 確認申請書の作成例」(講習会資料)が参考になる。
採光計算	照明器具	居室で照明器具を活用した採光計算の緩和を活用する場合も引っ掛けローゼットのみではだめか。	床面で必要な照度を確保できる照明設備の設置が必要である。
構造	基礎(人通口の配筋補強)	べた基礎立上り部に人通口を設ける場合の解説(テキストP118)で、柱間隔が1.8mを超える部分の下部に設ける場合は構造計算を行い、適切に補強するように記載されている。どのような構造計算方法があるか知りたい。	参考文献として「ひとりで学べる住宅基礎の構造設計演習帳(日本建築センター)」や「設計実務に使える木造住宅の許容応力度計算(日経BP)」などがある。具体には、人通口の直下の底版スラブ内に補強筋を追加し、曲げモーメントとせん断力に対する断面算定や斜め補強筋の定着長さの確認を行う方法がある。
構造	基礎(人通口の配筋補強)	べた基礎立上り部に人通口を設ける場合、補強筋に対する構造計算は確認審査の対象になるか。	確認審査の対象ではない。
構造	長期優良住宅	長期優良住宅を取得しても構造の確認は省略されないで間違いはないか。	確認申請における構造審査は省略されない。

構造	構造図	平面図に記載せず、壁量判定の図面に記載していれば、基準法の図面として問題ないか。	問題ない。
構造	耐力壁図	マニュアルの記載例には「開口部がわかるように」と記載されているが、弊社のCADシステムでは出ていないため、開口部がわかるように記載する必要があるか。	どこが耐力壁かがわかればよい。
構造	トラス屋根の取り扱い	火打ち梁を施工せず、屋根の合板で構面をとる構造の場合の取り扱いはどうなるか。	妻側の壁も含めて、地震力等が耐力壁に伝わるようにすることが必要。グレー本の「3.6 面材張り勾配屋根水平構面の詳細計算法」が参考になる。
構造	表計算ツール	表計算ツールでは選択できないため、柱の小径計算について、対称異等級の材は使えないという認識でよいか。	対称異等級材のような特殊なものは表計算ツールでは想定していないと思われるので、個別に計算する必要がある。
構造	耐力壁	大臣認定を取得していない耐力壁を使用する場合、仕様規定のみで構造安全の確認はできないか。	使用する耐力壁は、告示仕様のもの以外は大臣認定が必要である。
構造	基礎(ユニット配筋)	住宅用ユニット配筋を使用する場合は性能の証明書などを確認申請で提出する必要があるか。また、完了検査時に写真などの提出が必要か。	第三者認証等の証明書の添付が必要。また、完了検査時に写真の提出は必要ないが、写真の提示が求められる場合があるので、工事写真の整理をしておく必要がある。
構造	基礎(プレキャスト)	プレキャスト基礎を採用する場合も配筋の写真等を撮っていればよいか。	プレキャスト基礎は、大臣認定書の添付が必要。写真は、認定基礎が施工されていることが分かるように撮影しておく必要がある。
構造	金物記号	金物算定に使用する記号は、告示の記号との対応を示せば、独自の記号を採用してよいか。	採用してよい。
構造	N値表記	N値が5.6を超える場合はどのように表記すればよいか。	大臣認定品を使用することになるので、その旨を記載すること。

構造	基礎立上り筋のフック	「基礎立上りの主筋と補強筋は緊結していること」となるには、補強筋にフックが必要となっているが、他に方法はないのか。	第三者認証等を取得した性能保証型スポット溶接やユニット鉄筋を用いる方法がある。そのほか、(一財)熊本建築構造評価センターが公表している「基礎フック検討ツール」(https://kouzou.bhckuma.or.jp/?p=2652)の出力を添付する方法がある。この場合、図面又は仕様書に、フックの有無(無しの場合は、基礎フック検討ツールで検証した旨)又はユニット鉄筋の使用の有無を明示すること。
省エネ	併用住宅	住宅と非住宅部分の両方とも省エネ基準に適合する必要があるか。	どちらも適合する必要がある。
省エネ	併用住宅	住宅を仕様基準、非住宅部分をモデル建物法(小規模版)で計算してよいか。	計算してよい。
省エネ	計算方法	工事中に計画変更があった場合、省エネ基準を満たすため、精度の高い計算方法に変更して問題ないか。	問題ないが、「計算方法の変更」は軽微な変更にあたらないため、再度、省エネ適判を受ける必要がある。
省エネ	消防同意	省エネ適合通知書は、建築確認処理期間終了日の3日前までに提出する必要があるが、消防同意前でも問題ないか。	結果として、建築確認に影響を与える変更がなければよい。(影響があれば、消防同意が再度必要となる。)
省エネ	確認審査	省エネ適判の提出がないと確認申請の審査が進まないということではないか。	建築確認における省エネ関係規定の審査は、省エネ適合通知の添付をもって終了することになる。(省エネ基準への適合性審査が比較的容易なものとして国土交通省で定める特定建築行為を除く。)
省エネ	完了検査	建築確認の審査機関以外で「省エネ適判」を取得した場合、完了検査はそれぞれの機関で受ける必要があるか。	省エネ基準の適合を含め、検査を行う指定確認検査機関で行う。
省エネ	仕様基準	仕様基準のチェック方法について知りたい。	「木造戸建て住宅の仕様基準ガイドブック」の「省エネ基準適否チェックリスト(5～7地域)」や国土交通省HP(建築物省エネ法 資料ライブラリー)掲載の「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」が活用できる。
省エネ	添付書類	省エネの仕様規定の添付図書を知りたい。	「省エネ基準適合義務制度の解説」p97～の「1. 木造戸建て住宅 仕様基準編」が参考になる。

完了検査	照明器具の有無	一次省エネ計算で「LED照明を採用する」としていれば、すべての照明器具が設置されている必要があるか。施主による器具取り付けであるため、例えば、引っ掛けローゼットのみであるとしていいか。	全ての照明器具の設置が必要である。施主設置の場合は、引掛シーリングローゼット設置の記載で支障ない。
完了検査	照明器具の有無	仕様規定の場合、非居室のみLED照明がついていれば問題ないか。	非居室のすべての照明にLED又は蛍光灯の設置をしていれば問題ない。
完了検査	確認書類	「自主検査記録等」に関しては書式例がないか？第三者機関の検査合格書等でも問題ないか。	自主検査記録等の書式例はない。第三者機関の検査合格書等を基に自ら検査することが望ましい。
完了検査	確認書類	工事写真について検査時にも確認する必要があるか。	隠ぺい部分等については、工事写真による検査を行う場合がある。
完了検査	確認書類	ペーパーレス化を図っているため、タブレットなどで提示することは問題ないか。	問題ないが、当該工事のものであることを明確にする必要がある。
完了検査	確認書類	「納品書」については現場ごとの納品ではなく、施工会社でまとめて発注して使用している場合は、どのように対応すればよいか。その場合、建物の名称が記載されている必要などがあるか。	自主検査記録等で、当該現場で使用された納品書である旨の記載がされていること。
現場検査	梁や桁の耐力上支障がある欠きこみ	基本的に欠きこみは禁止という認識ではあるが、写真確認などはあるか。	必要に応じて、写真確認がある。なお、間柱等を収めるための欠きこみは、禁止された欠き込みとはみなさない。
現場検査	金物の確認	金物工法の場合、上棟後に金物が隠れてしまうが、金物の確認はどのようにすればよいか。	建物及び使用箇所が特定できるような写真で確認することになる。
その他	住宅ローン減税	省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法をしりたい。	省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法が国土交通省HPに記載されている。

その他		確認を要するリフォームを知りたい。	木造2階建ての住宅で、大規模の修繕・模様替えに該当するリフォームをする場合、建築確認が必要になる。 大規模の修繕・模様替えに該当する場合はテキスト(青テキストP11～12)の記載例が参考になる。
その他		既存建築物の現況調査ガイドラインの入手先を知りたい。	国土交通省HPの令和4年改正(建築物省エネ法・建築基準法等)の最新情報から、当該ガイドラインが入手できる。
その他		既存建築物の緩和措置に関する解説等の入手先を知りたい。	国土交通省HPの令和4年改正(建築物省エネ法・建築基準法等)の最新情報から、当該解説等が入手できる。
その他	大規模修繕	大規模修繕に該当する場合の構造規定や省エネ規定の対応及び確認申請上の留意点を知りたい。	大規模修繕に該当する場合はテキスト(青テキストP11～12)に例が記載されており、それぞれの部位で過半かどうかで判断する。大規模修繕に該当すれば、構造関係規定は、令第137条の12が適用されるが、構造耐力上の危険性が增大しない場合は、既存建築物への規定の遡及はない。また省エネ規定については、リフォーム工事は適用対象外となる。